

入 札 説 明 書

宮崎県が行う物品の買入れ等に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加するものは下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記４（１）に記載された者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

１ 公告日

令和８年３月２日

２ 一般競争入札に付する事項

- | | |
|----------------|-----------------------|
| (1) 委託件名 | 公用車運行管理業務委託 |
| (2) 委託内容の特質等 | 入札説明書及び仕様書による |
| (3) 車両台数 | ３台 |
| (4) 車両管理者（運転手） | ３名 |
| (5) 委託業務管理責任者 | １名 |
| (6) 委託期間 | 令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで |

３ 競争入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和４６年宮崎県告示第９３号）第２条に規定する資格を有し、業種がサービス（役務の提供）で、営業種目が運送に登録されている者であること。
- (2) 過去２箇年度の間に、同種の業務実績を有する者。
- (3) 宮崎県内に本店又は支店（営業所等含む。）を有する者であること。
- (4) 宮崎県庁から半径３０km以内に本店又は支店（営業所含む。）があり、緊急時に迅速に対応できる体制を備えている者であること。
- (5) 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に係る徴収金に未納がないことを確認できる者であること。

4 入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書に上記 3 (2)、(3)、(4) 及び(5)の資格要件を満たすことを証する書類を添えて、次により提出しなければならない。

(1) 場所

〒880-8501 宮崎市橘通東 2 丁目 1 0 番 1 号

宮崎県総合政策部秘書広報課栄典担当

電話番号 0985-26-7007

(2) 期間

提出期限 令和 8 年 3 月 1 3 日（金）午後 4 時まで（郵送の場合は、書留郵便にて令和 8 年 3 月 1 3 日までに到達すること）

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

(3) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果は、令和 8 年 3 月 1 9 日（木）までに通知する。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場 所 宮崎県庁本館 3 階 総合政策部会議室

(2) 日 時 令和 8 年 3 月 5 日（木）午前 1 0 時

6 入札及び開札

(1) 入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、別紙様式による入札書を入札日時に持参により提出しなければならない。郵送、電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

(2) 入札金額は、3 台の基本管理料（月額単価で消費税及び地方消費税を含まず。）の合計を記載し、それぞれの単価を内訳に記載すること。

(3) 単価の項目は、別紙 2-1、2-2、2-3 のとおりとする。

(4) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式による委任状を提出するほか、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

(5) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び『「公用車運行管理業務」の入札書在中』と朱書きしなければならない。

(6) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。なお、入札書の表記金額は訂正できない。

(7) 入札参加者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を事前に提出し、資格要件審査が完了していなければならない。

(8) 入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、入札の執行を延期し又は取り消す。

(9) 入札金額は、一切の経費を含めた額である。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。

(10) 開札をした場合において、落札者がいない場合は直ちに再度の入札を行う。

7 入札・開札の場所及び日時等

(1) 場 所 宮崎県庁附属棟 3 0 4 号室

(2) 日 時 令和 8 年 3 月 2 4 日（火）午後 3 時

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は、入札保証金の納付が免除される。

- 1) 宮崎県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- 2) 落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- 1) 宮崎県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- 2) 過去2箇年度の間に、国（公団等を含む。）又は地方公共団体（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって契約し、その履行を証明する書類を提出する場合。

9 入札の効力

次の入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者又は初度の入札に参加しなかった者は、再度の入札に参加することができない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

10 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以下で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせる。

11 仕様書に関する質問

(1) 方法

入札者は、仕様書（「公用車運行管理実施要領」を含む。）に質問がある場合は、令和8年3月10日（火）までに、4に示した場所に質問書を提出すること。

(2) 回答

質問に対する回答は、質問者に書面で回答するとともに、4に示した場所で入札の日時まで閲覧に供する。

12 その他

この競争入札による契約業務は、令和8年度宮崎県一般会計予算の成立を条件とし、契約日は、令和8年4月1日とする。